

マンガでよくわかる!

解体

工事

下請・  
収集運搬  
業者編

令和7年度建設系廃棄物適正処理セミナー

令和7年12月10日

津会場

令和7年12月11日

四日市会場

令和7年12月16日

松阪会場

# 解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約



お、元請さんから電話だ。



もしもし



解体工事と産業廃棄物の運搬をご依頼したいのですが。

元請業者

了解しました！  
ありがとうございます。  
それでは  
打ち合わせに伺いますね！

いつもお世話になっています！  
新規の解体工事の発注がありまして…



元請業者事務所

本日は  
お越しいただき  
ありがとうございます！



施主さん邸の解体工事と  
産業廃棄物の運搬を  
お願いしたいと思います。

お世話になります！  
よろしくお願いします。

解体工事の下請負契約と産業廃棄物の処理委託契約

# 解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約

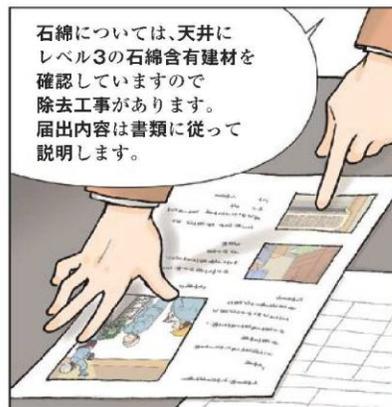


まず初めに確認ですが、  
下請さんは  
建設リサイクル法に基づく  
解体工事の登録を  
されていませんか？

そうです。  
産業廃棄物  
収集運搬業の  
許可もあります。

それでは、事前調査や  
届出内容に基づいて  
今回の解体工事の説明を  
させていただきます。

今回、  
フロン排出抑制法に該当する  
機器はありませんでした。



石綿については、天井に  
レベル3の石綿含有建材を  
確認していますので  
除去工事があります。  
届出内容は書類に従って  
説明します。



—この内容で  
解体工事に係る  
見積もりを  
お願いします。  
見積もり期間は  
法定期間で良いですか？

了解しました。  
作成して期間内に  
見積もりを交付  
します。



今回の解体工事に伴って  
「これだけ」の産業廃棄物が  
発生します。  
この産業廃棄物の  
排出事業者は  
元請業者である弊社と  
なりますので、  
この表に記載のある  
品目については  
弊社でそれぞれの処分場を  
実地に確認したうえで  
書面で処分委託契約を  
結んでいます。\*1

【産業廃棄物の種類】	【数量】
・木くず	………7トン
・がれき類	………16トン
・ガラス陶磁器くず	………4トン
・廃プラスチック類	………0.5トン
・金属くず	………0.5トン
・石綿含有産業廃棄物 (ガラス陶磁器くず)	0.5トン
・管理型混合廃棄物	………6トン

\*1: 産廃条例第7条で処分先の実地確認が義務付けられています。

# 解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約



※2: 解体工事現場の外で保管する場合は、廃棄物処理法第12条第3項若しくは、産廃条例第8条に基づく届出が必要なケースがあります。(詳細はP23を確認ください。)

# 解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約



# Scene1 産業廃棄物処理委託契約の原則

1. 二社契約であること
2. 書面で契約すること
3. 必要な項目を盛り込むこと
4. 委託契約書に処理業の許可証の写しが添付されていること
5. 排出事業者は処理完了後5年間保存すること

e 文書法により電子契約が可能

## 運搬に係る委託契約書

収集運搬業の許可証の写し

- ・ 積卸しを行う都道府県等の許可証であること。
- ・ 「事業の範囲」に、契約する産業廃棄物の種類・積替え保管の有無が含まれていること。
- ・ 許可の条件がある場合は、契約と整合されていること。

## 処分に係る委託契約書

処分業の許可証の写し

- ・ 処分を行う施設を管轄する都道府県等の許可証であること。
- ・ 「事業の範囲」に、契約する産業廃棄物の種類・処分の方法が含まれていること。
- ・ 許可の条件がある場合は、契約と整合されていること。

# Scene1 委託契約書の法定記載事項

## 委託契約書の法定記載事項（共通事項）

- ①委託する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量
- ②委託契約の有効期間
- ③委託者が受託者に支払う料金
- ④受託者の事業の範囲
- ⑤委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報 **※令和8年1月1日から一部追加**
- ⑥委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑧契約解除時の処理されない（特別管理）産業廃棄物の取扱いに関する事項

総額が計算可能であること

### 運搬委託契約書の記載事項

- ⑨運搬を委託する際に必要な事項
  - ・運搬の最終目的地の所在地
- ⑩積替え保管をする場合は次も含む
  - ・積替え又は保管の場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管の上限
  - ・安定型産業廃棄物と他の排出事業者の産業廃棄物との混合の許否 等

### 処分委託契約の記載事項

- ⑪処分又は再生を委託する際に必要な事項
  - ・処理施設の所在地・処分又は再生の方法及び処理能力
- ⑫当該産業廃棄物が許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- ⑬処理後に残渣が発生する場合は次を含む
  - ・最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力

# Scene1 再委託の禁止・名義貸しの禁止

## 再委託の原則禁止

再委託とは、産業廃棄物処理業者が受託した廃棄物の処理を他の処理業者に再度委託することをいい、排出事業者責任が希薄化し、不適正処理を助長することから、原則禁止されています。但し、やむを得ず再委託を行う場合については、廃棄物処理法に定める再委託基準を遵守して委託を行う必要があります。

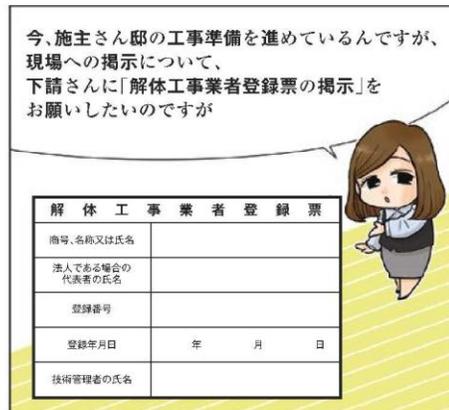
再委託基準には、排出者と処理業者間の書面による事前承諾、再委託者への文書交付の手続き等が定められています。

再委託された廃棄物の処理の再委託（いわゆる再々委託）や、輸入された廃棄物の処理を再委託することは、どのような場合であっても禁止されています。（法第14条15項、16項）

## 名義貸しの禁止

名義貸しとは、産業廃棄物処理業者が受託した廃棄物の処理について、無許可業者等に対して許可証を貸与すること等により外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせることをいい、禁止されています。（法第14条の3の3）

# 解体工事業者登録票の掲示について



# 工事開始にあたって



解体工事業者登録票の掲示について

工事開始にあたって

# Scene2 工事現場に掲示すべき許可票等の主な一覧

番号	標識名称	注意事項	関係法令等
①	建設業の許可票	・工事現場の公衆の見やすい場所に掲示 ・標識寸法／縦25cm×横35cm以上	建設業法第40条
②	解体業者の登録票	・工事現場の公衆の見やすい場所に掲示 ・標識寸法／縦35cm以上×横40cm以上	建設リサイクル法 第33条
③	労災保険関係成立票	・工事現場の公衆の見やすい場所に掲示 ・標識寸法／縦25cm×横35cm 地色／白、文字／黒	労働保険徴収法施行 規則第77条
④	作業主任者の表示	・工事現場の労働者(作業員)の見やすい場所又は 必要な箇所に掲示 ※(「作業主任者の選定を必要とする作業」や 「資格を必要とする作業」を現場で行う場合に 掲示が必要です。) ※(標識寸法／規定なし)	労働安全衛生規則 第18条
⑤	石綿に関連する掲示	・大気汚染防止法施行規則では公衆の見やすい場 所、石綿障害予防規則では作業に従事する労働 者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。 ・標識寸法／29.7cm×42cm以上 ・事前調査の結果に関する掲示は石綿の有無に関 わらず必要です。 ・作業内容等に関する掲示は石綿含有建材の除去 等作業を行う場合に必要です。	大気汚染防止法施行 規則第16条の4、 第16条の9、 第16条の10 石綿障害予防規則 第3条第6項

※石綿障害予防規則第3条第6項は、令和5年10月1日以降、同条第8項に改正となります。

➡ 下請負人が用意すべき標識 (工事内容によって異なるので元請と協議すること)

# Scene3 分別解体等に係る施工方法に関する基準

特定建設資材をその種類毎に分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準

## 対象建築物等に関する調査の実施

対象となる建築物等及びその周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品（家具や家電製品等、発注者の責任において処理されるべきもの等）の有無、付着物（吹付け石綿その他の特定建設資材に付着したもの）の有無等



## 分別解体等計画の作成

工事種類、調査結果、事前措置内容、工程順序、作業内容、特定建設資材廃棄物の発生見込み量等



## 分別解体等適正実施確保のための事前措置の実施

作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認、付着物の除去等



## 計画に基づく解体工事の施工

【作業手順】 ※建築物の構造上その他施工技術上これにより難しい場合はこの限りではない

### ■建築物

- ①建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く）の取り外し
- ②屋根ふき材の取り外し
- ③外装材及び構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

### ■建築物以外のもの（工作物）

- ①さく、照明設備、標識その他の工作物に附属するものの取り外し
- ②工作物のうち基礎及び基礎ぐい以外の部分の取り壊し
- ③基礎及び基礎ぐいの取り壊し

# 石綿(アスベスト)除去工事について



石綿(アスベスト)除去工事について

# 残置物の処理は誰の責任?

残置物の処理は誰の責任?



## 解体工事現場外での保管



## 解体工事現場外での保管



# Scene6 産業廃棄物保管場所の届出

三重県内において、事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ保管する前に三重県知事に届出が必要です。

要件	対象となる保管場所	対象の例外
廃棄物処理法による届出	建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物を当該廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら300㎡以上の保管場所で行う保管	<ul style="list-style-type: none"><li>・産業廃棄物収集運搬業の許可（積替保管を含む。）又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可の範囲で行う保管</li><li>・産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処理に当たって行う保管</li><li>・PCB特別措置法第8条の届出を行った場合における当該届出に係るPCB廃棄物の保管</li></ul>
三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例による届出	産業廃棄物を生じた事業場以外の場所で当該廃棄物を自ら100㎡以上の保管場所で行う保管（上記届出対象施設以外）	<p>上記に加え次の条件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保管を開始した日から3日以内に保管場所に保管するすべての産業廃棄物を当該保管場所から搬出する場合の保管</li><li>・※自動車リサイクル法第2条第17項に規定する関連事業者が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物の保管</li></ul>

# 解体工事現場外での保管(処理基準)



# Scene7 産業廃棄物を保管等する場合の基準

区 分	対象となる行為	主な基準
産業廃棄物保管基準	排出事業者が廃棄物の発生場所において産業廃棄物が運搬されるまでの間の基準	<p><b>【保管基準】</b>            周囲に囲いを設ける            見やすい箇所に掲示板を設置する            飛散・流出、地下浸透、悪臭を防止する措置を行う            積み上げ高さ、勾配は基準に従う            ねずみの生息、蚊・ハエ等の害虫の発生防止            特別管理産業廃棄物である廃石綿等は梱包等の飛散防止措置 等</p>
産業廃棄物処理基準	<p>排出事業者及び産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の収集運搬又は処分を行う場合の基準</p> <p>右記のほか  <b>【処分又は再生の基準】</b>  <b>【埋立処分基準】</b>がある</p>	<p><b>【収集運搬基準】</b> 一部            産業廃棄物が飛散、流出しないようにする            車両の両側面に「収集運搬車両」「氏名・名称」「許可番号※」を表示する ※収集運搬業の場合            運搬者には必要な書面等を備えつける 等</p> <p><b>【積替え又は保管基準】</b> 一部            あらかじめ積替え後の運搬先が決まっている            保管する産業廃棄物の数量が平均的な搬出量の7日分を超えないようにする            上記保管基準に準じる措置 等</p>

# Scene7 保管場所に設ける掲示板

- ・ 縦60cm以上×横60cm以上であること
- ・ 次の内容が記載されていること
  - 産業廃棄物の保管場所である旨
  - 保管する産業廃棄物の種類
  - 保管場所の管理者の氏名または名称及び連絡先
  - 保管できる高さの上限(屋外で容器を用いらず産業廃棄物を保管している場合)

産業廃棄物保管施設	
産業廃棄物の種類	金属くず 廃プラスチック類
管理者名称 連絡先	三重県〇〇市 (株)元請 代表取締役 ●●●● 電話 ××××××
最大保管高さ	1. 8 m
最大保管量 ※	3 0 m <sup>3</sup>

※最大保管量は処理基準で必須

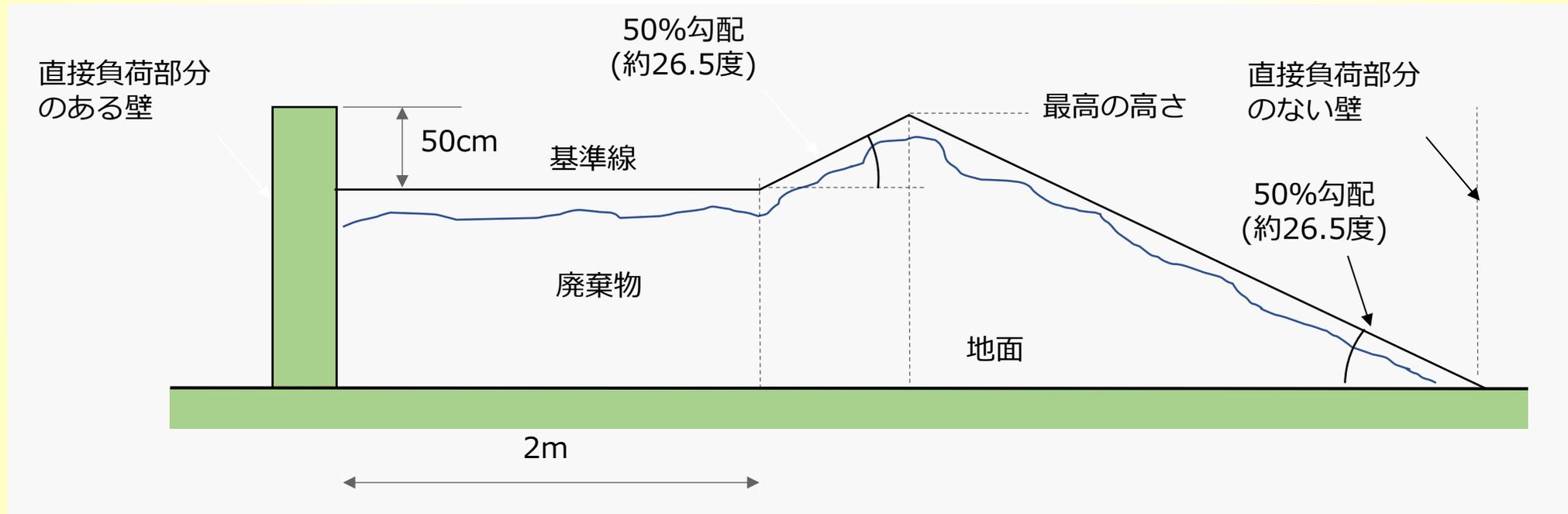
# Scene7 廃棄物の保管量の上限

取扱い区分	保管量の上限
産廃が運搬されるまでの間の保管（排出者）	生活環境の保全上支障のないように保管 保管上限なし
収集運搬に伴う積替え保管※ (令6-1-ホ、規1-4-3)	1日当たりの平均的な搬出量の7倍未満 性状が変化しないうちに搬出 運搬先が定められている
処分のための保管※ (令6-2-ロ、規7-6)	一日当たりの処理能力の1.4倍未満 適正な処分又は再生を行うためにやむを得ない期間

点検修理の際の例外  
(点検日数+7日)

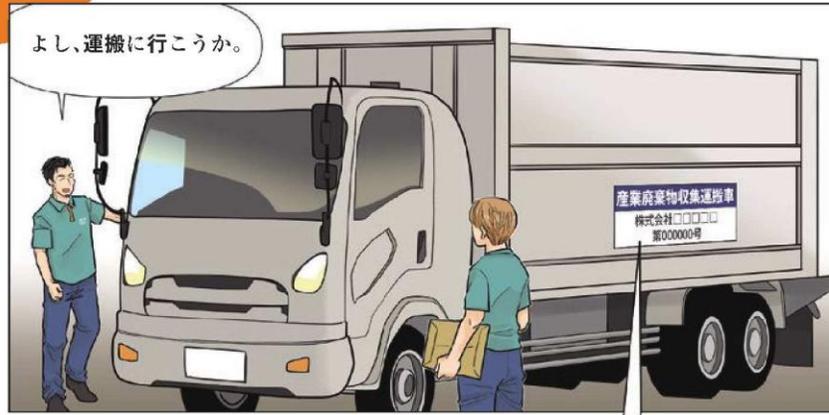
建設廃棄物の種類	保管上限
木くず、コンクリートの破片 (建設業に係るものに限る)	1日当たりの処理能力の28日分（分別済み又は再生施設で再生する場合の保管のみ）
アスファルト・コンクリート破片 (建設業に係るものに限る)	1日当たりの処理能力の70日分（分別済み又は再生施設で再生する場合の保管のみ）

# Scene7 産業廃棄物を屋外で保管する場合の模式図



- ・ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下
- ・ 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2mを超える内側は勾配50%以下とする。  
（勾配50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約26.5°）

# 産業廃棄物の運搬とマニフェスト (産業廃棄物管理票)



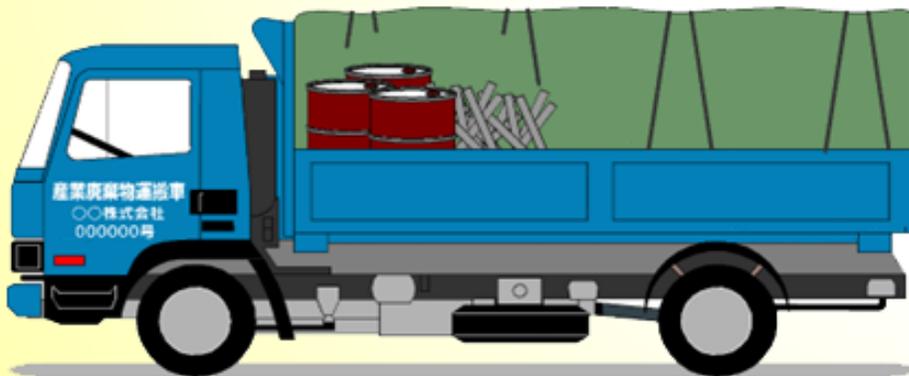
# Scene8 産業廃棄物運搬車両の掲示



収集運搬業者名  
許可番号（下6桁以上）

## — 注意点 —

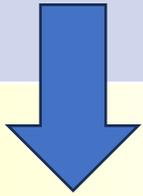
- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること



自社運搬の場合であっても掲示が必要です。  
（但し許可番号は不要）

# Scene8 産業廃棄物運搬時の書類の携行

自社運搬時	収集運搬業者による運搬時 (紙マニフェスト運用)	収集運搬業者による運搬時 (電子マニフェスト運用)
運搬業者、産業廃棄物の発生場所、運搬作等を記載した書類	紙マニフェスト 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	受渡確認票 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し 電子マニフェスト加入証の写し

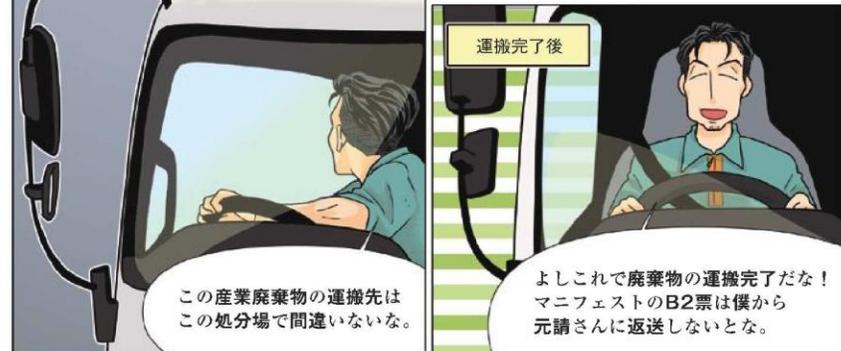


氏名又は名称及び住所  
運搬する産業廃棄物の種類、数量  
運搬する産業廃棄物を積載した日  
積載した工事現場の名称、所在地、連絡先  
運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

# 産業廃棄物の運搬とマニフェスト (産業廃棄物管理票)



# 産業廃棄物の運搬とマニフェスト (産業廃棄物管理票)



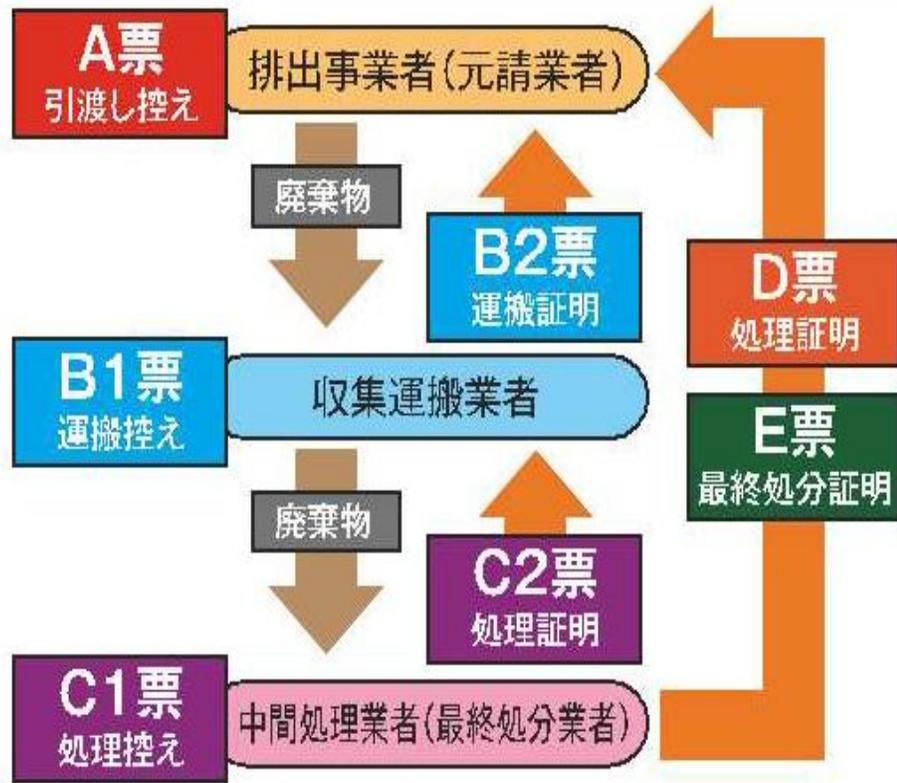
# Scene8 紙マニフェストと電子マニフェスト

排出事業者には、産業廃棄物の引渡しと同時に、処理業者に対し産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付することが義務付けられています。処理業者は、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けてはならず、また、交付されたマニフェストの内容に間違いがないかを確認することが必要です。

## マニフェストの種類

紙マニフェスト	電子マニフェスト
<p>①排出業者が、受託者（収集運搬業者又は処分業者）にマニフェスト情報を記載した紙マニフェスト（A～E票）を交付（産業廃棄物を引き渡す際）</p> <p>②処理業者は、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならない。</p>	<p>排出業者が、情報処理センターにマニフェスト情報をパソコン等を使って登録（廃棄物を受託者に引き渡してから3日以内）※土日祝日を除く</p>

# Scene8 マニフェストの流れ (紙マニフェスト)



- A票** 排出事業者 (元請業者)の保存用
- B1票** 収集運搬業者の控え
- C1票** 中間処理業者の保存用
- D票** 中間処理業者から排出事業者に返送され、処分終了を確認

※マニフェストは産業廃棄物の種類ごと、行き先(処分場)ごとに交付する必要があります。

- B2票** 収集運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認
- C2票** 中間処理業者から収集運搬業者に戻送され、処分終了を確認 (収集運搬業者の保存用)
- E票** 中間処理業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認

# Scene8 マニフェストの運用

交付日・終了日からの送付期間（紙マニフェスト）		
排出事業者	運搬業者	引き渡し時にマニフェストを交付
運搬受託者	排出事業者	[B2票] を運搬を終了した日から <b>10日</b> 以内に返送
処分受託者 (中間処理)	運搬受託者	[C2票] を処分を終了した日から <b>10日</b> 以内に返送
	排出事業者	[D票] を処分を終了した日から <b>10日</b> 以内に返送
		[E票] を最終処分が終了した旨が記載された二次マニフェストのE票が最終処分業者から送付された日から <b>10日</b> 以内に返送

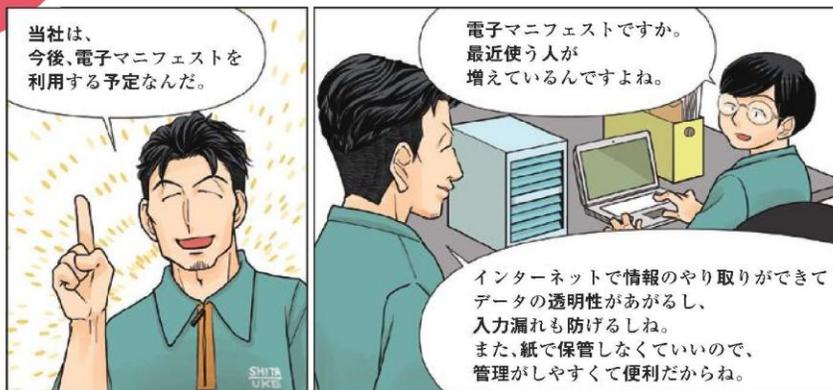
排出事業者における交付日から送付を受けるまでの期間				
B2票・D票	産業廃棄物	<b>90日</b>	排出事業者	送付期間内に送付されない場合や、虚偽記載を発見した場合には、排出者は必要な措置を講じ、30日以内に措置内容等の報告を都道府県知事に報告する必要がある
	特別管理産業廃棄物	<b>60日</b>		
E票	産業廃棄物	<b>180日※</b>		
	特別管理産業廃棄物			

# Scene8 マニフェストの運用

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト (A)				整理番号			
交付年月日 R7年11月16日	交付番号 06627346515	交付担当者 所属 安全課	氏名 三重太郎	事前協議 番号/年月日等			
事業者 住所 〒 510000 四日市市〇〇 氏名又は名称 適正建設(株) 電話番号 059-000-0000	事業場 (作業所) 所在地 〒 510000 鈴鹿市〇〇 名称 △△邸工事現場 電話番号 090-000-0000	照合・確認日	検印又はサイン (B1票)	検印又はサイン (B2票)	検印又はサイン (D票)	検印又はサイン (E票)	年月日
産業廃棄物の種類 (単位:t, Kg, m <sup>3</sup> , l)				形状	荷姿		
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量
01 コンクリートがら	✓	07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石棉含有産業廃棄物	
02 アスコンがら		08 石棉含有産業廃棄物		12 紙くず		18 水銀使用製品産業廃棄物	
03 その他がれき類				13 木くず			
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず			
05 プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	2m <sup>3</sup>
06 金属くず				16 混合 (管理型含む)			
中間処理 産業廃棄物 管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)				1 帳簿記載のとおり 2 当欄記載のとおり			
最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) 所在地/名称				1 委託契約書記載のとおり 2 当欄記載のとおり			
運搬受託者 (収集運搬業者) (1)		運搬受託者 (収集運搬業者) (2)		運搬先の事業場 (処分業者の処理施設)			
住所 〒 510000 四日市市〇〇 氏名又は名称 安全運搬(株) 電話番号 059-000-0000	住所 〒 氏名又は名称 電話番号	住所 〒 510000 四日市市〇〇 氏名又は名称 信頼産業(株) 電話番号 059-000-0000	住所 〒 氏名又は名称 電話番号	所在地 〒 510000 四日市市〇〇 名称 信頼産業(株) 電話番号 059-000-0000	処分方法 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破碎 4. 5. 6. 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 7. 8.		
積替え・保管 1. 有 <input checked="" type="radio"/> 無	収集運搬車両番号 三重33み0000	車種 4tトラック	積替え・保管 1. 有 2. 無	積替え又は保管	追加記載事項 廃石棉を含まない		
処分受託者 (処分業者)		積替え又は保管		追加記載事項			
住所 〒 510000 四日市市〇〇 氏名又は名称 信頼産業(株) 電話番号 059-000-0000	所在地 〒 電話番号 有価物拾集 1. 有・2. 無 実績数量 t, m <sup>3</sup>	運搬の受託(1) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は受領印)		運搬の受託(2) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は受領印)		処分の受託 (受領) 会社名及び処分担当者名 (サイン又は受領印)	
最終処分 (埋立処分、再生等) 年月日		最終処分 (埋立処分、再生等) 年月日		最終処分 (埋立処分、再生等) 年月日		最終処分 (埋立処分、再生等) 年月日	
最終処分 (埋立処分、再生等) を行った場所 所在地/名称 (委託契約書記載の最終処分場所については、処分先Noでも可)							

排出事業者保存用 (収集運搬業者一社の場合)

収集運搬業者二社の場合 排出事業者保存用



- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の全てがシステムに加入
- 排出業者は、廃棄物を収集運搬業者に渡す際、紙manifestoに代えて受渡確認票を渡す
- 収集運搬業者は、運搬中電子manifesto加入証の写しを携行
- 排出事業者は、廃棄物を引き渡した3日以内※にパソコン等からmanifesto情報を登録 ※3日以内とは土日祝日等を除いた日数
- 収集運搬業者及び処分業者は、それぞれ収集運搬、処分が終了してから3日以内※にパソコン等から処理完了を報告
- 排出業者、収集運搬業者、処分業者のmanifesto情報はシステム管理会社が法定期間保管
- 排出事業者は、毎年度当初の交付状況報告が不要（1枚でも紙manifestoを交付した場合は報告が必要）

# Column1 受渡確認票

JWセンターのHPからダウンロード  
できる受渡確認票の例

産業廃棄物の種類 数量  
委託した者の氏名・名称  
積載した日  
排出事業場の名称・連絡先  
運搬先の名称・連絡先

電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票 (収集運搬業者)

連絡番号	①	②	③			
引渡し日	年	月	日			
引渡し担当者						
排出事業者	氏名又は名称					
	住所					
	電話番号					
排出事業場	名称					
	住所					
	事業場コード	電話番号				
収集運搬業者	氏名又は名称					
	住所					
	車両番号	運搬担当者				
処分事業場 (運搬先)	氏名又は名称					
	住所					
	電話番号					
産業廃棄物	No.	品目/名称	荷姿	数量	単位	
	1		バラ	ドラム缶	t	m <sup>3</sup>
			袋	コンテナ	個	台
	2		バラ	ドラム缶	t	m <sup>3</sup>
			袋	コンテナ	個	台
3		バラ	ドラム缶	t	m <sup>3</sup>	
		袋	コンテナ	個	台	
4		バラ	ドラム缶	t	m <sup>3</sup>	
		袋	コンテナ	個	台	
連絡事項 (処分方法等)						

## 工事完了後の検査

キレイさっぱりですね～！  
早速検査を始めます。



検査は合格とします！  
これで解体工事の  
下請負契約については  
終了です。  
マニフェストも  
返送して  
いただいていますので、  
産業廃棄物の  
収集運搬契約も  
終了です。

今回は法令をしっかり守った工事、  
ありがとうございました。  
今後ともよろしく願っています。

ありがとうございました！  
今後ともよろしく願っています。



# 三重県における不法投棄等の状況

三重県における不法投棄等の状況



\*三重県内の不法投棄の状況については「はじめに」を参照ください。

# 三重県における不法投棄等の状況

三重県における不法投棄等の状況



三重県令和4年度建設系廃棄物適正処理セミナーについて  
<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSHI/HP/m0058900050.htm>



ご清聴ありがとうございました